

提出意見の概要

【東海ブロック】

○一般参加区分（氏名）

・ 鳥畑 与一	2
・ 下奥 奈歩	3
・ 横江 祐太	4
・ 平井 宏和	5
・ 長沢 初美	6
・ 永井 和彦	7
・ はた ともこ	8
・ 井上 桜	9

○団体参加区分（団体名）

・ 一般社団法人 中日本娯楽遊技指導改善機構	10
------------------------	-------	----

（敬称略）

※上記のほか、意見表明の辞退者が1名

8月28日説明・公聴会（名古屋会場）

当日表明する意見の概要

（ふりがな） とりはた よいち
氏 名 鳥畑 与一

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

（意見の趣旨）賭博禁止の刑法の壁を、IRの経済効果の大きさを乗り越えようとする制度設計は、以下の問題を抱えており、日本の経済と社会に大きな損失を与えるものと考えます。

1. カジノ単体は違法であるがIR内のカジノは公益性を持つので合法という論理は、公益性を経済効果の量的相違で判断するものです。経済効果の大きさを「民設・民営・営利」のカジノも合法とするならば、IR内ならパチンコも合法に止まらず、カジノ単体でも、小規模なIRでも経済効果があれば公益性を持つという、なし崩しの危険性を内包するものです。

2. 歯止めとしてIRが必要とする施設を制度的に縛る仕組みとなっていますが、これでは既存のリゾート施設にカジノを追加すれば要件を満たすということになりかねず、地方における既存の「リゾート」の救済策として事実上のカジノ単体の合法化の道を開くものです。

3. 経済効果を最大限発揮するIRを選定し、カジノ収益還元などの経済効果の数値で評価を行う仕組みは、ギャンブル依存症対策よりも経済効果を優先するものであり、「機会の限定」「誘客時の規制」「射幸性の規制」などの有効な依存症対策と両立しえないものです。

4. 「世界最高水準の競争力」のIR施設に必要な大規模投資は過剰投資の危険性が高く、最終的には収益エンジンとしてのカジノの利益極大化に依存せざるを得ない仕組みであり、国民をますますギャンブル漬けにしなければ維持できないビジネスモデルです。

5. 高収益性が期待されるカジノは賭博場に他ならず、偶然性に対する賭けを通じた金品の移動というゼロサムの営みでしかありません。カジノの高収益性は、顧客に勝ちの快感を与えることで依存症状態に誘導することに依存しており、24時間365日営業する中で顧客を最終的には負けさせ、貧しくしていくビジネスです。顧客の貧困化、地域社会の貧困化、地域間の経済的格差拡大の裏返しのカジノの繁栄は、決して経済の成長戦略にはなり得ません。

6. カジノ収益を活用した料金サービスによる集客力の強さは、不平等な競争を通じた地域社会からの顧客（売上げ）を奪う強さに他ならず、地域経済の破壊力の大きさと同義です。

7. 国や自治体のカジノ税収増加は、その税収の何倍もの顧客の負けを必要とするばかりか、地域社会衰退による税収の減少や社会的コスト増加も招きます。「公共政策としてのIR」は、IRのインフラ整備の財政負担を正当化し、財政の悪化を招く危険性が高いものです。

8月28日説明・公聴会（名古屋会場）

当日表明する意見の概要

(ふりがな) は 秋 奈 歩
氏 名 下 奥 奈 歩

(団体参加の場合は団体名)

【当日表明する意見の概要】

- カジノを含めたIRで地域経済の振興というがカジノは地域を疲弊させるものです。
- 雇用が生まれると言いますが、カジノによってその何十倍何百倍もの人生が崩壊させられます。
- 地域や観光の振興というのなら本来の地域資源、観光資源を生かす道こそが本当の地域経済の活性化です。

8月28日説明・公聴会（名古屋会場）
当日表明する意見の概要

(ふりがな) よこえ ゆうた
氏 名 横江 祐太

(団体参加の場合は団体名)

【当日表明する意見の概要】

○カジノ導入賛成

- ・ カジノは海外富裕層に日本の魅力を発信する窓口になる（産品輸出、観光）
- ・ 治安への悪影響は限定的（反対派はカジノ誘致のリスクを過大評価）
- ・ 十分な対策を行えば治安悪化は防ぐことができる（インターバル制、入場審査）

カジノ誘致が日本にもたらす経済効果の中でも特に海外富裕層に関する効果に注目します。

ご存知の通り、日本は人件費が高いため、海外との競争において、産品の安さでは勝負できません。よって、高くても質の良いモノで勝負する必要があり、そのような産品を購入する可能性の高い、海外富裕層に対して自国の産品を効果的にアピールするべきです。そして、海外富裕層が集まるカジノは、アピールの場としては、絶好の舞台です。また、カジノ目的で来日した海外富裕層が、日本の各地の観光地で多くのお金を使う可能性も十分にあります。

さて、カジノ関連の議論となると、問題になるのが治安や依存症に関する悪影響です。

しかし、私はカジノ導入による治安への悪影響は限定的であると思います。

なぜなら、日本には既に1万以上のギャンブル施設があり、そこに二つ三つ新たにカジノが加わったところで状況は大きく変わらないからです。反対派は、カジノの弊害が想起しやすいため、そのリスクを過大評価している可能性があります。（想起可能性ヒューリスティック）

さらに言うと、十分な対策により、悪影響は矮小化することができます。

例えば、日本人に対する入場規制があります。

具体的には、人々に関するビッグデータからギャンブル依存者特有の法則性を導出し、来場者の情報との合致度に基づく審査を行い、依存リスクの高い者の入場を断ります。

また、カジノの利用と利用の間にインターバルを設けることも有効です。さらに言えば、先述の依存リスクとインターバルの長さを連動させるとよいと思います。そして、審査にかかる人件費については、日本人来場者から徴収した審査料で賄えばいいと思います。

なお、カジノの経営上可能であれば、日本人の入場を断ることも案としてはあり得ます。なぜなら、カジノの目的が日本の魅力の海外への発信であるからです。

8月28日説明・公聴会（名古屋会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな） ひらい ひろかず
氏 名 平井 宏和

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

（意見の趣旨）

本取りまとめの内容では、カジノ解禁の推進を行うための法制上の措置を講じるべきでない。

（意見の理由）

1 カジノを解禁すべき理由について

「観光先進国」の実現のために、カジノを解禁し、カジノの収益をあてにしなければならない、というのでは、「観光」や「地域経済」にとってマイナスでしかないと考える。カジノに収益が集まれば、「観光」「地域経済」の利益が減少するのは自明である。カジノ解禁が「成長戦略の柱」であろうはずがない。

2 世界最高水準の規制について

今回のとりまとめでは、「高い収益を得て、IR全体の採算性を担保する機能が、それぞれ期待されている」「IR事業全体を収益面で支えるカジノ事業」等、とあるようにカジノに対し、高度な収益性を求めながら、「世界最高水準の」カジノ規制や弊害防止対策をうたっている。しかしながら、例えば依存症対策のための広告・勧誘の制限や入場回数制限など、収益性とは明らかに矛盾するものであって、高度な収益性と世界最高水準の規制は両立しないと言わざるを得ない。

3 ギャンブル依存症対策について

依存防止対策のためには、例えば、入場時間の制限や、特に賭け金額の制限も検討すべきであるが、本取りまとめには、これらについての言及はない。

また、我が国では、カジノを解禁する前から、既に多くのギャンブル依存症者が存在し、厚生労働省研究班の推計によれば、既にギャンブル依存症者が約536万人にもものぼると言われている。このような、本来、カジノに限らず、公営競技、パチンコ、その他の全てのギャンブルについて、包括的・横断的なギャンブル依存防止対策をすべきである。

8月28日説明・公聴会（名古屋会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな） ながさわ はつみ
氏 名 長 沢 初 美

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

1. IRを「公共政策」と位置づけたことについての意見

- ・賭博は公益を害するものとして刑法で禁じられているが、
カジノとは賭博場であり公益を害する存在となる
- ・諸外国では、IR全体の収益の多くをカジノが生み出している
- ・賭博によって得られた収益を「経済効果・公益」とすべきでない

2. 弊害防止策についての意見

- ・ギャンブル依存症の医学的解明について
- ・学校教育におけるギャンブル依存症予防教育について
- ・今ある公営ギャンブル依存対策強化と、「新たな」依存症を
生み出さないための最大の弊害防止策はカジノを導入しないことである

3. 公聴会の持ち方についての意見

- ・国民的議論が不十分であり、さらなる議論が必要である
- ・カジノ反対の世論が根強くある中で、拙速に実施法をつくるべきでない

8月28日説明・公聴会（名古屋会場）

当日表明する意見の概要

（ふりがな） ながい かずひこ
氏 名 永井和彦

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

取りまとめは根本原則として「単なるカジノ解禁ではなく、また、IR事業を認めるだけのものでもなく、世界の人々を惹きつけるような我が国の魅力を高め、大人も子供も楽しめる新たな観光資源を創造するもの」としているが、取りまとめには多くの問題点と矛盾がある。

第1は、「国際的なプレゼンスを向上させる」ことを目的としている点である。我が国経済の発展は、多くの国民がその生業を国民向けに行うことによって実現できる。観光産業も国民向けの観光を発展させることが日本経済の発展になり、国民に幸せをもたらし、それが日本の国際的プレゼンスを向上させることにつながる。そういう好循環が求められている。

第2は、世界最高水準のカジノ規制を行うという点である。取りまとめでは、本来違法である賭博行為を例外的特権として認めるものであり、禁止されている賭博だから規制を強化している。その規制については世界最高水準という点について縷々述べられているが、カジノを世界最高水準で規制するというのであればカジノを導入しないことに尽きる。

第3は、カジノで高い収益をあげてIR事業全体の採算性を担保し、カジノ事業から非カジノ事業への収益還元を確実化するという点である。カジノ事業で多くの国民（外国人も含む）からお金を巻き上げておいて、それを非カジノ事業の収益に回すというとんでもない考え方。

第4は、IR事業者に求められるという高い廉潔性についてである。取りまとめの過程での議論にあったようにIR事業者は廉潔性に問題がある可能性がある。だから背面調査を行うという。これもおかしい話で、カジノありきと言われても仕方がない。廉潔性に問題があるかも知れないのならカジノは導入するべきでない。

第5は、真の観光先進国を目指すことが求められているという点である。取りまとめにあるように、日本の自然・歴史文化・気候・食という観光振興の4つの条件を最大限に生かした国・地方自治体の取り組みこそ今求められている。

結論。行政は、個人の生活と生業を支援して個人を幸せにすることにその存在意義がある。カジノによって、個人を不幸に陥れるなどということを行政は絶対にしてはならない。これが日本国憲法が行政に要請していることである。

8月28日説明・公聴会（名古屋会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな）

氏名 はたともこ

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

【カジノに強く反対する5つの理由】 はたともこ（元参議院議員）

第①に、カジノは客に大損をさせ胴元だけが儲かる、公序良俗・社会正義に反する悪辣ビジネスです。近江商人の三方よし＝「売り手よし・買い手よし・世間よし」こそ、企業のモラルです。しかし、カジノは参加者が必ず財産的被害を受ける「マイナスサムゲーム」「不正なゲーム」です。カジノの売り上げは数千億円とも言われていますが、それは「買い手」である客の、損の総額なのです。真の「商人道」に反するもので、社会に害悪をもたらし、まともな経済人が相手にすべきものではありません。

第②に、カジノは、現に刑法で、刑罰をもって禁止されている重大犯罪です。刑法185条は賭博を禁止し、186条1項は常習賭博を禁止し、2項で賭博場開帳図利罪と博徒結合図利罪を規定しています。特に重大なのは、刑法186条2項の賭博場開帳図利罪です。最高裁大法廷判決が、反倫理性・反社会性の本質を有するものとし、IR推進会議でも井田良教授が「その事業により、運営主体が、ひとり私腹を肥やす不正義」を指摘しています。総理大臣自らが、重大犯罪を成長戦略の目玉にする。品性下劣で、最低最悪の成長戦略です。

第③に、外国人観光客からお金を巻き上げることが「おもてなし」なのか、という点です。外国人観光客に損をさせて金銭を巻き上げることが、「おもてなし」であるはずがありません。日本の品位を落とすだけだと思います。

第④に、ギャンブル依存症の問題です。カジノを認めず、公営ギャンブルはマイナンバーカードで入場制限し、パチンコ店は、「特殊景品」と「三店方式」による現金への換金を禁止し、賭博性を排除して、本来の「遊技場」、ゲームセンターにすべきです。

第⑤に、カジノは、一部の利権のために、重大犯罪である賭博場開帳を合法化するものであり、大多数の国民・市民にとっては、全く必要なく、百害あって一利なし、という点です。カジノは、客から金銭を巻き上げ、胴元だけが儲かる、公序良俗・社会正義に反する悪辣ビジネスであると重ねて申し上げて、私の意見表明と致します。（以上）

8月28日説明・公聴会（名古屋会場）

当日表明する意見の概要

(ふりがな) いのうえ さくら
氏 名 井上 桜

(団体参加の場合は団体名)

【当日表明する意見の概要】

私はカジノ導入に断固反対いたします。以下理由を述べます。

1、本質的問題

政府は日本型 IR などと言いますが、今回の「取りまとめ」で当該区域に設置される大規模施設は「カジノの収益により採算性を担保する」と明記している通り、カジノが無ければ何も成立しない仕組みです。カジノは大規模な賭博であり、その収益とは大量の負け、多くの人の不幸を原資とするものであり、本質的に社会性、公共性に反しています。

人の不幸を原資とする「公共政策」、ましてや「成長」が持続可能なわけがありません。

2、今回の「取りまとめ」によって何ら問題解決していない

ギャンブル依存症や多重債務の拡大、マネーロンダリング等犯罪の温床になる事、周辺地域の環境や治安の悪化、カジノ集客と規制の統一が困難な事、客を囲い込むカジノは地域経済への貢献どころか地域を衰退させている実例、利益の多くが運営ノウハウを持つ海外カジノ資本に流れる懸念、さらに、海外では多くのカジノ事業が破綻するなど、すでに国際的にこの産業自体が斜陽化している事等々。

こうした数々の問題をどう解決するのか、今回の「取りまとめ」では、「世界最高水準のカジノ規制」とか、「世界初の日本型 IR」などのイメージばかりで、具体的な方策は何も示されていません。また、IR 推進法を前提としながら、推進法成立時に 16 項目もつけられた国会の付帯決議について具体的にどう対応するのかも示されていません。

3、国民不在の手法

昨年 IR 推進法は、わずかな審議時間で公聴会も開かず、強行採決を繰り返すなど国民不在で成立しました。そのためカジノ解禁の是非について国民的合意は今ありません。

私は、横浜で「カジノいる？いない？街頭シール投票」に参加して街の声を聞き続けています。関東ブロックの公聴会でも紹介した方がいましたが、その結果はカジノ反対が 84%に及んでいます。新聞社の調査などでもカジノ反対は常に過半数を超えています。

一方、この公聴会はどうでしょうか。8/24 までの 6ヶ所の意見表明を調べたところ、79 人の意見表明者のうち、カジノについて何らかの条件付きも含めると賛成が 67 人、反対は 12 人です。割合にすると街頭での賛否とちょうど逆転しています。国民意見と乖離した公聴会と言わざるを得ません。意見表明の希望者数や一般と団体の割り当て数、選抜方法、自体が多発する理由なども非開示であり、また、この公聴会では質疑応答も行われているのにそれを含めた議事録を作成しないとの事です。公開性、透明性の点から大いに問題です。

歴史的に日本で初めて賭博を合法化しようというのに、基本的に主権在民に反した姿勢で進めていることに強く抗議いたします。

カジノ導入について国民合意がない以上、その是非を含めた議論からやり直す事を求めて終わります。

8月28日説明・公聴会（名古屋会場）

当日表明する意見の概要

（ふりがな）もりい たかのり

氏 名 森井 隆則

（団体参加の場合は団体名） 一般社団法人 中日本娯楽遊技指導改善機構

【当日表明する意見の概要】

第1点はカジノ・ディーラーの育成であります。

カジノが導入されると、1ヶ所のカジノで、カジノ・ディーラーが千人以上必要になります。多くのカジノ・ディーラーを育成するには、今から育成すべきであります。カジノ・ディーラーは、カジノプレイでの技術のみならず、高い教養も必要です。来日外国人がカジノで最初に接触するのがカジノ・ディーラーで、彼ら彼女らを見て日本を評価しますし、また、カジノ・ディーラーが日本の良さを伝えることにより、日本各地への旅行の誘導、あるいは再来日の動機になるのではないのでしょうか。カジノ・ディーラーには、公正・公平で高い廉潔性が求められますので、背面調査を徹底し、更に技術、教養についても十分に配慮し、警備業の「現任教養」のような半年ごとの教育の義務化も必要です。

第2点は反社会的勢力対策であります。

中でも暴力団は「使用者責任」により、伝統的な資金源犯罪であります、「みかじめ料」「用心棒料」が得られにくくなっております。カジノは莫大な金が動きます。反社会的勢力が新たな資金源を求めて暗躍することは、容易に推察されます。カジノから反社会的勢力が排除されますが、規定には該当しないが防犯的観点等から入場させたくない人をどうするかを、きめ細かく決めていく必要があると思います。反社会的勢力対策は早い段階から実施すべきで、IR施設建設の初期の段階から、排除する仕組みが必要であると思います。監視の結果、不適格者と判明した時は、「免許証の仮停止」のように、迅速な排除システムが必要と思われれます。カジノを反社会的勢力の新たな資金源にしないためにも、関係機関と連携して排除システム作りが必要であり、その施策は今から始める必要があると思います。

最後に、カジノ・ディーラーを反社会的勢力から守るための身分について検討して欲しい点と、同時に反社会的勢力による働きかけを禁止する規定を設定して欲しいと思います。